

公益社団法人大阪社会福祉士会 地域包括支援センターネットワーク 委員会規程

（設 置）

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）に本会地域包括支援センターネットワーク委員会（以下「地域包括ネットワーク委員会」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 地域包括ネットワーク委員会は、地域包括支援センター相互及び他の関係機関との連携の強化並びに地域包括支援センター職員の資質の向上を図り、高齢者、障がい者の権利を擁護することを目的とする。

（委員会活動）

第3条 地域包括ネットワーク委員会は、次の業務を行う。

- （1）地域包括支援センター職員の実務研修
- （2）本会支部内における地域包括支援センターのネットワークづくり
- （3）その他地域包括支援センター職員に対する支援

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、地域包括ネットワーク委員会の管理、運営に関する事項については、「本会委員会等の設置及び運営に関する規則」の定めるところによる。ただし、当該規則に定めのない事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会地域包括支援センターネットワーク委員会規程（2008年4月1日制定）は、廃止する。